

## 愛知県会計局指名停止取扱要領の運用について

平成30年4月1日

(趣旨)

第1 愛知県会計局指名停止取扱要領（以下「要領」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(要領第4条関係 指名停止の期間)

第2 指名停止の期間は、情状に応じて別表各号に定める期間の範囲内で定める。また、過去の類似事例や他部局が指名停止措置を行った事例がある場合は、その期間を考慮のうえ設定するものとする。

2 指名停止期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

(要領第4条関係 指名停止)

第3 独占禁止法第3条に違反した場合（別表第3第1号及び第2号関係）は、次の(1)から(5)までに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

(1) 排除措置命令

(2) 課徴金納付命令

(3) 刑事告発

(4) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

(5) 公正取引委員会の違反事実の認定

2 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（別表第3第1号及び第2号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

3 別表第3第1号又は第2号の措置要件に該当する場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、本項前段の期間が別表第3第1号又は第2号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第6条第3項の規定を適用するものとする。

4 「業務」（別表第3第1号及び第5号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。

5 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（別表第3第5号関係）とは、原則として次の場合をいうものとする。

(1) 業務に関する法令違反の容疑により、有資格業者である法人が公訴を提起された場合、又は有資格業者である個人、有資格業者の役員、その支店若しくは営業所を代表する者又はその使用人が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(2) 有資格業者が法令違反により行政庁から業務停止を命ぜられ、かつ、当該違反行為が社会的に影響が大きいと認められる場合

(3) 県発注物品等に関して、落札決定後に契約締結を辞退した場合

6 「代表権を有すると認めるべき肩書」（別表第3第6号関係）とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

7 「他の公共機関の職員」（別表第2第2号及び第3号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。さらに私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

(要領第6条第2項関係 指名停止期間の特例)

- 第4 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、第6条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。
- 2 下請負人が短期加重措置に該当するときは、元請負人の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

(要領第7条関係 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

- 第5 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重の後、加重するものとする。
- 2 第7条第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 3 第7条第3号の「他の公共機関の職員」とは、第3第7項に定めるとおりとする。

(要領第8条関係 指名の取消し)

- 第6 指名の取消しを行う場合には、入札執行前に指名停止の措置がなされた旨を伝えたいえ、指名を取消すものとする。

(要領第9条関係 指名停止の通知)

- 第7 指名停止を行ったとき、指名停止の期間を変更したとき又は指名停止を解除したときは、有資格業者に対し書面により通知するものとする。

(要領第13条関係 情報の公表)

- 第8 公表の方法は、次のとおり行うものとする。
- (1) 愛知県民情報システム（ネットあいち）の公式ホームページに指名停止情報を掲載する。
- (2) 掲載項目は、商号又は名称、所在地（本社、本店の市町村又は区までを表示）、指名停止期間及び指名停止理由とする。
- (3) 掲載期間は、当該年度措置決定分、前年度措置決定分及び前々年度措置決定分とする。